

令和8年度青森県骨髓ドナー助成事業費補助

実施のお知らせ

骨髓移植を取り巻く環境

毎年新たに約1万人の方が白血病などの血液疾患を発症しています。骨髓移植は、骨髓の移植を受けなければ回復が困難な方に対して行われる医療であり、骨髓移植を必要とする患者は毎年少なくとも2千人を数えます。

骨髓・末梢血幹細胞を移植するには、白血球の「型」が一致する必要があるため、その適合率は数百から数万分の1（非血縁者間）と非常に低いため、実際に移植を受けられるのは6割程度にとどまっています。

しかし、「型」が一致した場合でも、様々な理由で移植に至らない場合があります。その一つが「**仕事等により都合がつかない**」というものです。

官公庁や一部企業等事業所では、従業員が骨髓等の提供のために取得することを認めた「ドナー休暇」が導入されていますが、このような休暇制度がない事業所では、周囲の理解が得られにくく、移植を断念せざるを得ないこともあります。

骨髓ドナーを支援する取組

骨髓移植の推進のためには、ドナー登録の促進が不可欠です。ドナー登録の促進のため、県や市町村では様々な取組を行っています。

市町村の取組

ドナー休暇等の取得により生じる経済的負担等を考慮した助成制度を実施する市町村が増えています。

＜助成事業の例＞

- ドナーに対する助成
 - ドナーに対して、骨髓等の提供に要した日数（ドナー休暇を取得した日を除く）に応じて助成
 - 事業所助成事業
 - ドナーが勤務する事業所に対して、ドナー休暇取得日数に応じて助成
 - ※ドナー休暇制度の有無によって対象範囲が変わる等、助成制度の内容は実施する市町村によって異なります。
- 【R8年度実施予定市町村：31市町村（R8.4 青森県把握分）】
青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、大鰐町、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、南部町、階上町
- 【R7年度の実績】ドナーに対する助成の補助：2件

青森県の取組

骨髓移植の推進には、ドナー登録の普及が不可欠であり、各種広報媒体の活用や、各種イベント等を通じて啓発活動を行っています。

また、その一環として、ドナーや事業所に対して市町村が支弁する助成事業費を補助しています（交付対象：市町村）。

この事業では、「ドナーに対する助成」に加え、ドナー休暇制度の導入が進み、ドナーが骨髓を提供しやすい環境が整うよう、「**ドナー休暇制度**を従業員に活用させた事業所に対する助成」を補助対象としています。

＜骨髓提供の流れ＞

1. ドナー候補者のお知らせ



日本骨髓バンクから連絡

2. 確認検査



コーディネーターとの面談、医師の問診採血

3. 最終同意

本人及び家族の最終確認（以降の撤回は不可）



4. 健康診断、採取の準備

骨髓採取の場合



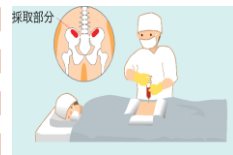
事前に血液を採取、保存

末梢血幹細胞採取の場合



末梢血中に造血幹細胞が流れ出るようにするための薬を注射

5. 入(通)院、採取



全身麻酔をして注射器で骨髓液を吸引（3泊4日程度）



血液成分を分離する機器を使い造血幹細胞を採取（最長7日程度）

6. 退院

採取された骨髓等は患者さんのもとへ



ドナーや、ドナーが勤務する事業所が助成を受けるには、市町村に申請が必要です。市町村における助成事業の実施の有無や、その詳細については、所在する市町村に御確認ください。

ひとりでも多くの患者さんが骨髓移植を受けられるよう、ドナー休暇制度の導入を、ぜひ御検討ください